

近代モンゴル政治の基盤を築いたボグド・ハーンの思想

オーホノイ・バトサイハン
モンゴル国科学アカデミー国際研究所 教授
日本学術振興会海外招聘研究者(下関市立大学)

国民国家の基本的特徴の一つは、国家の独立性にある。近代的な理論においては、起源が同じであっても、異なる国民国家に分断された民族が存在することを否定していない。

近代以来、国際的に頻繁に使われるようになったネイション・ステートという概念（ロシア語では *государство-нация, нация-государство*）をモンゴル語では、ウンデステン・ウルス（*үндэстэн-улс*）という語彙を用いて表現する。このウンデステン・ウルス（ネイション・ステート）という概念は、1648年のウェストファリア条約以降、近代的な国家システムの構成に対して提出された意見に由来する。そのようにして生まれた考えが、さらに発展して20世紀に至った。この結果、ネイション・ステートという概念は、独自の国境の範囲内で自立して存在してきたことを意味する概念として理解されるようになった。そうした理解には、その民族の言語・文化・歴史・習俗など広範囲の内容が含まれる。

通常、民族運動の結果、国民国家が成立すると理解される。そのため、20世紀初頭に起こった1911年のモンゴル民族革命、その結果再興したモンゴル国も近代的な国民国家の理解に適合すると言える。本報告では、1911年のモンゴル民族革命、その結果再興したモンゴル国、即ちボグド・ハーン政権が、国家の発展のためにどのような思想をもっていたか、またその思想の実践が近代モンゴル国の政治の基盤を築いたことについて簡単な分析を行う。

キーワード: ボグド・ハーン、モンゴル、モンゴルの政権、モンゴルの歴史、モンゴルの独立、国民国家

はじめに

1911年のモンゴル民族革命の初期において、ボグド・ハーン政権は、モンゴル政治の古くからある豊かな伝統、ならびに世界の発展の動向、地域社会の特徴に基づいて、自国の現状から出発し、国民の希望に適した政策を実施するために建設的な探究をし、あらゆる可能性や能力を発揮した結果、モンゴル民族の基盤を守り、国民の生活のあらゆる分野に渡る発展の方向性を作り出した。ボグド・ハーンが、近代モンゴル政治の基盤を築き、モンゴル民族の発展の根本的な要素を守り、発展させるための思想を生み出したと考える。本報告では、近代モンゴル国の基盤を築いたのはボグド・ハーンであると見なし、彼の思想の主な内容を明らかにしたい。

民族のレベルにおいて、独立宣言によって、清朝の支配下に 9 つの部分に分断して統治されていたモンゴル系民族が、北モンゴルの首都フレーにモンゴル民族の国家を復活させ、周辺のモンゴル系部族及び、その領土をすべて含めることを目指し、モンゴルの伝統的な政治文化や国際的政治公法に従い（例えば、ヘンリー＝ヴィートン Henry Wheaton の *Elements of International law* をモンゴル語に翻訳した）¹、民族主義と宗教を重んじた統一国家を樹立することを目指していた。そのため、国名にモンゴル国というすべてのモンゴル部族に認められる伝統的な名称を用いた²。

共戴元年冬の中の月の 10 日、ボグド・ハーン政権が北京の外務省・内務府、及び政府の諸部門に宛てた書簡において、「やむを得ず、朝廷の方を向いて、天の光から離れるように跪拝し、皆でボグドを推戴して君主とし、国号をモンゴルとし、北方世界の地を本来の主が掌握し完全に治めた。今後、各地の境界を防衛し、必ずや友好を最優先し、後に内地が安定した時には条約を話し合い、関係を終わらせればよいのである。天命を覆い隠さず、あらゆる実態が自ら現れたことを否応なく自覚すべきである。『書経』には、天命は永遠ではなく、ただ知徳あるものだけがようやく受けることができるとある。もし、天に祝福される運命があれば、再び輝く大祝宴に赴くであらう。どうかモンゴル諸部の苦難を皇帝にお伝え頂きたい³」と書かれている。

1911 年に清朝から分離し独立したことは、モンゴルの歴史上に新たな時代の幕を開いた。第 8 世ジェブツンダムバ・ホトクトをハーンに推戴したことは、モンゴルが独立国家になった象徴だけではなく、多くのモンゴル人の信仰の表れでもあった。ジェブツンダムバ・ホトクトをモンゴル国のハーンに推戴し、国名をモンゴル、年号を共戴と名付け、イフ・フレーを首都フレーと改称し、20 世紀初期のアジアにおいてモンゴル国が再興し新たな歴史が始まった⁴。

独立宣言を各地に知らしめる儀式が、1911 年 12 月 29 日の吉日に全モンゴル民族の代表らの参列で盛大に開催された。この儀式は、モンゴル民族にとって団結・独立・国民国家の特徴を表している。ボグド・ハーンの勅令に従い、儀式には内外モンゴルの全部族の代表を参列させることに特別な注意を払った。当日、即位したボグド・ハーンの勅令によって、新しい政府が樹立され、モンゴル諸部族の代表が参画した。同じ日に、ボグド・ハーンが下した恩賞を与える勅令には、独立国家建設に際して大きな功績を挙げた親王ハンダドルジ、ダー・ラマ・ツェレンチメド、トゥシェー公チャグダルジャブのほか、ハラチン王グンセンノロブ旗の官吏ハイサンに世襲のチン・ズットゲルトの称号と公の爵位を与え、内務省次官に任命するよう命じている⁵。ハイサンは、1912 年に西域安撫大臣ジャルハンズ・ホトクトの顧問を務め⁶、ホブドを解放する際に積極的に参加した。1913 年の初頭、内モンゴルを解放する五路軍の第二軍の総指揮官にも任命された。

内モンゴル出身のウダイ王、バルガ出身のダムディンスレンらが、モンゴル国の外務省次官に任命された。ダムディンスレンは、さらに西域平定大臣にも任命される⁷など、数多くのモンゴル系部族の代表がボグド・ハーン政権内で働いていた。内モンゴルの庶民に下したボグド・

¹ Tachibana Makoto, *A study on the Bogd khan government. History of state-building in Mongolia, 1911-1921*, Kazama Shobo, Tokyo, 2011.; Хенри Выгоны (Henry Wheaton Elements of International Law) Түмэн улсын ердийн цааз, Эрхлэн хэвлүүлсэн Ж.Амарсанаа, Б.Баярсайхан, Тачибана Макото, УБ., 2006 он.

² Монголын түүхийн эх сурвалж (1911-1921), эмхтгэж, хэвлэлд бэлтгэсэн О.Батсайхан, УБ., 2013, 133 дахь тал.

³ Монголын түүхийн эх сурвалж (1911-1921), 133 дахь тал.

⁴ О.Батсайхан, *Монголын сүүлчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба: амьдрал ба домог*, нэмж баяжуулсан гурав дахь хэвлэл, УБ., 2014.

⁵ О.Батсайхан, *Монголын сүүлчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба*, 103 дахь тал.

⁶ Нямжав, *Монгол Улсын автономн хэмээх өөртөө эзэрхэн засах эрхт засгийн үеийн үнэнхүү явдал, чухам байдал, чухал учрыг тэмдэглэсэн товч өгүүлэл хэмээх түүх бичиг* – Монголын түүхийн эх сурвалж 1911-1921, Эмхтгэж, хэвлэлд бэлтгэсэн О.Батсайхан, УБ., 2010, 16 дахь тал.

⁷ Нямжав, 16 дахь тал.

ハーンの勅令では、「わがモンゴルは自ら国を作り、黄教を護り、他国の威圧による苦しみから離脱すべきである。皆団結して自らを護るために奮励せよ」、「独立以外に道がない⁸」ことを告げると共に、「内モンゴルの各旗からボグド・ハーン政権に帰順する旨を表明した」ことを評価し、今後内モンゴルの王公は、モンゴル国に帰順するならば、8つの優待条件を与えることも伝えた。この8つの優待条件とは、

- 1、帰順した内モンゴル王公の現在の爵位をそのまま認め、毎年の俸禄はフレーの政府から倍の額で支給する。
- 2、王公以下の者は、その爵位を一級加進し、毎年の俸禄はフレーの政府から支給する。
- 3、各旗の政府と軍の費用が不足する場合、フレーの政府から必要に応じて補給する。
- 4、各旗において改革を行う場合、フレーの政府からできる限りの支援をする。
- 5、内モンゴル出身者は、フレーの政府内に勤め、外モンゴルの人々と平等な資格を享受することができる。
- 6、すべての税金は外モンゴルと同様とし、加税しない。
- 7、フレーの政府は内モンゴルの治安を維持する責任がある。中華民国が抑圧するならば、政府が必ず軍を派遣して防衛する。
- 8、上記の項目をフレーの政府に帰順した当日から実行する。

とした⁹。

ボグド・ハーン政権側から、モンゴル民族の力を結集するために実施していたこれらの政策、行動を中国の研究者たちは、「帝政ロシアの思惑に従ったもの」と歪曲していた¹⁰。

マクサル・ホルツは、「外モンゴルが独立を目指したのは、全モンゴル人が団結して、強力な国家を樹立する目的があった¹¹」と記している。1911年に、ボグド・ジェブツンダムバをモンゴル国のハーンに推戴し、モンゴルの独立を宣言したことも、「モンゴル人皆が信仰する総意に由来したため」、全モンゴル人がこの歴史的な事件を喜んで受け入れただけでなく、モンゴル国のボグド・ハーンに帰順し始めた。この時期のモンゴル国の領域範囲について、マクサル・ホルツの著書には、内モンゴル、バルガ、ウリヤンハイの計120の旗が帰順したことを具体的な旗名を挙げている¹²。

ボグド・ジェブツンダムバの下した1909年の一つの上諭に、「現下、わがモンゴルの宗教・政治を整え、領域を守護し、永久に平和に暮らせる方法を考える時が来た。何もせずにこの機会を逃せば、幸福な生活どころか様々な苦難に陥り、領土を支配することもできなくなる。このことを知りながら皆に警告しなければ、モンゴルの皆が私の8代を崇拜してきた意味がなくなるので、知っていることを皆に知らせずにはいられない・・・これを諸王公・官吏らも対策をしっかりと考え、思うところを私に告げよ¹³」と述べられている。

1911年にダンシグを捧げる際、ボグド・ジェブツンダムバが下した上諭をここで挙げれば、彼の考えが理解することができるだろう。「ハルハのフレーに会した王、貝子、公、ジャサグ、ハムバ、シャンゾドバ、ダー・ラマの書簡¹⁴」は、「新旧バルガ諸旗の総官に送付した」と記さ

⁸ О.Багсайхан, *Монголын сүүлчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба*, 372 дахь тал.

⁹ *Монгол үндэстэний нэвтэрхий түүх*, 3 дэвгэр, Доорд дэвгэр Өвөр Монголын нийгмийн шинжлэх цхааны хүрээлэнгийн түүх судлах газар, 1995 он, х.1985-1986.

¹⁰ *Монгол үндэстэний нэвтэрхий түүх*, 3 дэвгэр, Доорд дэвгэр, х.1985-1986.

¹¹ Н.Магсаржав, *Монгол Улсын шинэ түүх*, УБ., 2010 он.

¹² Н.Магсаржав, *Монгол Улсын шинэ түүх*, УБ., 2010 он, *Монголын эх түүх*, боть 5, УБ., 2015 он.

¹³ Т.Төмөрхүлэг, Наймдугаар Жавзандамба хутагт ямар хүн байв, *Утга зохиол урлаг*, 1990 оны дөрөвдүгээр сарын 6-ны дугаар.

¹⁴ *В.Котвичийн хувийн архиваас олдсон Монголын түүхэнд холбогдох зарим бичиг*, Судлан хэвлүүлсэн акад.Б.Ширэндэв, эрхэлсэн акад.Ш.Нацагдорж, УБ., 1972, 97-99 дахь тал.

れており、「時局は従前と異なり、非常に不安定となった。我らモンゴルは、満洲皇帝の恩顧により黄教及び政権が整えられ盛んになる時に進んで帰順したのであるが、かえって我らモンゴル人に様々な困難を与えているのは誰もが認めるところであり、数え切れないほどになった。現下、南方では大混乱が起これ、多くの省が新政権を樹立して独立したという知らせは頻りに耳にするところとなり、満洲皇帝の権威も非常に弱くなった。われらモンゴルが取るべき態度を論されることを望みマンダルを捧げたのである」と。その日下された上諭には、「あなた方がこのように問うたのは本当に正しい。この世の万物に限りのないものではなく、満漢がこのようになったのも全て時が来たからである。われらモンゴルは一つになって、黄教を盛んにし、あらゆる苦難を取り除く時が来たのである。皆心を合わせ協力奮励しなければならない。また予はすべての子弟に対して同様に恩恵を与えており、よって予を崇拝する者には予の意の存するところを告知しなければならない」と。これを見るに、ボグド・ゲゲーンの上諭は明確適切であり、われらは眠りから覚めたかごとく悟り、喜びはこの上ない。ハムバ、ノモン・ハン、盟長らが上諭を拝読し、上諭に「皆で協力奮励せよ」とあった通り「上はオチルダリ・ボグド・ゲゲーンをはじめ黄教を護り、下は地方を守護しよう」と協議し、「上諭をモンゴルの諸盟長、將軍、ハン、王、貝勒、貝子、ジャサグ、タイジ、タブナン、総官、旗長、管旗章京をはじめて民衆に至るまで知らせなければならない。よって、内外のモンゴル各盟長、総官らに即刻通知」したのである¹⁵。

1911年のモンゴル民族革命の後、中華民国の軍が、張家口、ドロン・ノール、フフホト、ボグド・ガツァー、バト・ハールガの5つの関門からモンゴル国の国境に侵攻して来たため、モンゴル国政府は軍を派遣し、総指揮官にトゥシェート王チャグダルジャブ、ヤルゴーン・バートル貝子ソミヤ、ショドラガ・バートル公バボージャブらを任命した¹⁶。中華民国側が、バボージャブを裏切らせようと図ったところ、彼は二人の使節の一人を殺し、一人の耳を切断し、「草原には驚くような珍しいものは少ないので、外敵の熱い血のついた耳を返礼として捧げる」として送り届けたことが歴史資料に記されている¹⁷。チンギス・ハーンの黄金氏族の直系の子孫であるトゥシェート王チャグダルジャブが任命されたのは、オールドスにあるエゼン・チンギスの祭殿をフレーに移転する計画に関係があったことに由来する。なぜならば、ジャムツァラーノがハンダドルジにオールドスにあるチンギス・ハーンの黒いスルドゥとそのオンゴンについて話したところ、ハンダ王は「なるほど」と非常に驚き、「あなたの助言通り、これをモンゴルの統一に利用する¹⁸」と述べていたこともある。

1911年に宣言した独立と政権を他国に承認させる戦いの過程で、中国とロシアが、モンゴルの独立と国境を制限する政策をとり、1913年に北京で宣言に署名し、キャフタでは三国による協議が始まった。

当時のモンゴル民族の運命の行方を正確に理解していたボグド・ハーンは、1914年11月3日に、「モンゴル部族の皆に告げる勅令」を下した¹⁹。この勅令には、「モンゴル部族の皆に即刻知らせなければならない。機会を一旦逃したら、後悔しても後の祭りであることを繰り返し述べてきた。予がモンゴル国のエゼン・ハーンの座に即位したのは、俗世の虚名を求めて衆生を苦難に陥れようとするためではない。多くのモンゴル子弟を早急に苦難より解放し、良い道へ導くためである・・・忠実な心を持ち、自ら帰順してきたが、かえって領地を失い、家族が離れ離れになるなどの苦難に陥ったことに深く心を痛める・・・モンゴル族が分断されることに

¹⁵ О.Багсайхан, *Монголын сүүлчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба*, 86 дахь тал.

¹⁶ Нямжав, 20 дахь тал.

¹⁷ Нямжав, 21 дэх тал.

¹⁸ В.Котвичийн хувийн архиваас олдсон Монголын түүхэнд холбогдох зарим бичиг, 137 дахь тал.

¹⁹ О.Багсайхан, *Монголын сүүлчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба: амьдрал ба одмог*, 459 дахь тал.

なっても諦めてはいけない。現在、キャフタにおいてロシア、中国、モンゴル三国の協議を行ってすでに三ヶ月経ち、ロシアと中国二国が、わが国の内政の自治と外国との貿易を行う権利を認めたが、その権利を奪い合い、領土を首都フレー、オリヤスタイ、ホブドの従属地域のみであると主張するので、いまだに合意に至っていない。この度、合意できるか否かに関わりなく、内外のモンゴルが分断されるのではないかと諦めてはいけない。昔から、事を始めるのは容易く、終えるのは困難であると言う。特に、国家を樹立することは容易なことではない。ただ、強い意志と目標さえあれば、不可能なことなどないのである。モンゴル族の一部が始まりとなれば、同じ民族、同じ宗教の諸モンゴルはいつか統一されるであろう。それに、予は諸モンゴルに同様に恩恵を与えるため、今回の機会を逃したとしても諸モンゴルに幸福と悲しみを分かち合う意志があれば、必ずまた機会が訪れる。予のこの旨を内外の諸モンゴルに通告しろ・・・特に力を尽くしたものを見捨てることはないので、永遠にともに生活する方法を早急に協議し、予の望みをかなえよ」と述べられている²⁰。換言すれば、モンゴル部族の一部が政権の基盤を維持することができれば、いつか統一する可能性が訪れることは間違いないと述べたのである。

領土の面で、「モンゴル国が再興する兆候が表れ、東の興安嶺から西のアルタイ山脈までの全領土を支配した主権国家のモンゴルとして復興したことは確実だった²¹」とマクサル・ホルツは記している。この時期のモンゴル国の地図、即ちボグド・ハーン政権に帰順した内モンゴルの諸旗、バルガの諸旗、ウリヤンハイ諸旗を含んだ地図はいまだ作成されていない。この時期に関連する最初の地図をI.Y.コロストヴェツと学者のコトヴィッチが1914年に共同で作成している²²が、この地図はロシアの戦略上の立場を反映したものであることをも記すべきであろう。1912年、露蒙協定が締結され、同協定によりモンゴルの領土はハルハの四盟、ホブドの境界に限定される、とロシア帝国の全権代表I.Y.コロストヴェツが繰り返し表明していた²³。また、1915年のキャフタ協定により、「モンゴル国の領土を以前のフレーの大臣、ウリヤスタイ将軍、ホブド賛参大臣の管轄下にあった領域で、中華民国との境界を接する、東はフルンボイル地域、南は内モンゴル、西南は新疆、西はアルタイ地域に接するハルハの四盟とホブドの諸旗の境界を国境線とする」と規定した。これは、中国がモンゴルを国際法上の主体として承認した確かな証拠であるのみならず、モンゴル国のその後の領土の範囲を定めることにもなった²⁴。この規定は、後の1945年の三国のヤルタ協定の際にも、モンゴル国の現状を決める際の根拠となり、隣国との国境問題を解決し、国境線を画定する基準となった。

政治政策の面では、エゼン・チンギスの時代から伝わる世襲制をそのまま継続し、政治と宗教を共に司るハーンと、そのハーンに助言する権利を有する国会の上下両院があり、政府は諸省から構成され、行政的に盟と旗があり、大臣、ザサグ王公をハーンの命令によって任命し、モンゴルの伝統的な法とモンゴル民族存続の根本を重視し、民族が自由に存在できる条件を整えることを目標としていた。仏教国家であったが、政権の首長のハーンは宗教上の首長より上位にある規則が勅令によって定められていた国家であった²⁵。

²⁰ Үндэсний төв архив Ф:АЗ, д.1, х.н.563.

²¹ Н.Магсаржав, *Монгол Улсын шинэ түүх*, УБ., 2004 он.

²² И.Я.Коростовец, *От Чингис хана До Советской республики*, УБ., 2004г.

²³ И.Я.Коростовец, *Девять месяцев в Монголии, Дневник Русского уполномоченного в Монголии Август 1912-Май 1913г.*, Составитель О.Багсайхан. УБ., 2009, с.87, 112.

²⁴ О.Багсайхан, *Монголын тусгаар тогтнол ба Хятад, Орос, Монгол гурван улсын 1915 оны Хиагтын гэрээ (1911-1916)*, УБ., Адмон, 2002, .. дахь тал.

²⁵ О.Багсайхан, *Монголын сүүлчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба, 202* дахь тал.

モンゴル国の国璽、国旗、シンボルにモンゴル民族の古の政権のシンボルを再び使用し、ハーンの印璽にソヨンボ文字、パクパ文字、モンゴル文字を使用した。国璽を古い伝統に従って玉製のものにした²⁶。モンゴル国の国章（国徽）、国旗にソヨンボを入れたことで、社会主義時代の苦難を乗り越えて今日を迎え、モンゴルの国旗に残すことができた。

モンゴル国の官吏の礼服と軍服をボグドの勅令で定め、官吏はソヨンボのマークの付いた服を着るようになった。言い換えれば、清朝時代の官吏の礼服と全く異なるように作成されたのである。ハーンであるジェブツンダムバ・ホトクトは、モンゴル服を着用し、服と帽子にもモンゴル民族の伝統が示されているのが分かる。政治行政にはモンゴル文字を使い、各級の学校でモンゴル文字を教えるようになった。

モンゴル民族の存続の根本要素である歴史・文化・言語・宗教・法律を重視することから、ボグド・ハーンが下した多くの勅令の中には、チンギス・ハーンの時代から代々伝えられてきた王公の世襲制を継承するために、『モンゴル王公表伝』を学者や知識人に執筆させて出版させたものがある。これは何百年にも渡って継承されてきた黄金氏族の系譜と世襲制を継続する考えを堅持したものである。これは、モンゴル民族の存在する貴重な要因の一つであり、モンゴル民族の記憶を取り戻したのである。

1939年、M.ペトゥホフと言う者が、「1911年から1919年まで国民の利益に関する法律は一つも制定されなかった」とボグド・ハーン政権を批判した。しかし、アルヒーフの史料を見れば、この時期にボグド・ハーンの勅令によって制定された法律、規定、整理された文書などは完全ではない数字ではあるが200件は確認できる²⁷。このうち、勅令によって制定されたモンゴル国法典という文献だけで全65冊にのぼる。同法典がすでに日本語にも翻訳されていることは述べておく必要がある。

ボグドの勅令によって制定された、国家の諸問題を調整する政治や政府の構成、組織、財政、法律の基盤を築いたこれらの法律・規定の中から幾つか紹介しよう。

- ・草を刈り、放地を外国人に貸し出す規定
- ・ボグド・ハーン制モンゴル国の農地を貸し出す規定
- ・四盟の軍旗を新たに作成する件
- ・南方の国境が危機に陥っているため、軍を派遣し地方を防衛する件についての軍務省の上奏を裁可した文書
- ・モンゴル軍の教練に関する蒙露協定
- ・1912年の蒙露協定
- ・蒙蔵条約
- ・中華民国・ロシア・モンゴル三国の1915年のキャフタ協約
- ・シャビの衙門及びその財務所に勤める役人をほかの衙門に任命してはいけない。やむを得ず任命する場合は氏名などを明確に報告し、確定させることに関する規定
- ・軍務省が下した「帰順した内モンゴルを保護するため、五路軍を派遣する」宣言書
- ・国会の上下両院を設置した件に関する命令
- ・上下議院の八つの規定
- ・モンゴル国の国庫管理处の規定 など（一部省略）

²⁶ Х.Нямбуу, *Олноо өргөгдсөн Богд хаант Монгол Улсын төрийн ёс, ёслол*, УБ., 1993 он, 4 дэх тал.

²⁷ *Монголын хууль тогтоомжийн түүхэн эмхтгэл*, Хоёрдугаар боть (1911-1926.V сар) УБ., 2010.

これらは、ボグド・ハーン政権がモンゴル国の政治・政府・国の経済・人々の生活の基盤を外国の諸国と同様のレベルに達するために実施した多くの政策の一部に過ぎない²⁸。

換言すれば、ボグド・ハーン政権は、可能な限りモンゴル民族存続の根本的な要素を維持する政策を実施したと言ってよい。従って、勅令によって定められた『モンゴル王公表伝』²⁹、勅令によって制定されたモンゴル国法典³⁰を制定したのである。その制定過程で、実際に遵守する規則を1913年から施行するとボグド・ハーンが勅令を下し、モンゴルの伝統を維持することを忘れなかった³¹。

ボグド・ハーンは1914年2月30日に勅令を下し、上下両院を設置した。勅令に、「世界中の多くの強国も国会を開き、代表を選出し、上院にて国家の利益や損失を協議し、下院にては、地方の意見を提起して協議する。それぞれ議長を設け、政策を一致させる。我国の国会の議長、代表を今回は選出しない。しかし、大臣・官吏らは全て地方の状況を把握しているため、まずは上下の国会を開く³²」とした。

1914年、ボグド・ハーンの勅令で8項目の国会規定が制定され、施行された。同規定の第2項目に、「上院の諸大臣らは政治の大事に関する政策を提出し、上奏すべきものは上奏し、制定すべきものを制定する。下院は・・・協議のみを行い、上院に提出して制定させる³³」とある。これは、当時、モンゴル人は国際的な法律を研究し、モンゴル語に翻訳し、それが国家の指導者にも伝わっていたことを証明している。これについては、日本の研究者橋誠が、モンゴルが1912年から『万国公法』を翻訳して利用していた³⁴と指摘している。

国際関係において、ロシア、中国、日本などの国々により独立と政権を承認させ、東方における、特にモンゴルにおけるそれらの国々の利益の上で存立する条件を整え、諸モンゴル族を引き寄せる中心地となった。この分野において、アメリカ、ドイツ、イギリス、デンマーク、日本など9つの国々と国交を結ぶ政策を実施し、それらの国々の注目を集めていた。ロシア帝国と1912年に友好協定を締結し、日本の天皇に書簡を送付した。清朝より独立したモンゴルとチベットの間に条約を締結し、互いを支援した。独立したばかりのモンゴルは、隣接する二大国のロシアと中華民国とキャプタにおいて国際法のルールによって交渉を行うこともできた。1912年11月3日、首都フレーで露蒙両国の協定が締結された直後に、モンゴル国の独立とそれをロシアが承認し、友好協定を結んだことを世界の国々に知らせることをモンゴル人は望んだ。その第一歩として、モンゴル国の外務省からイギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、日本、デンマーク、オランダ、ベルギー、オーストリアなど9つの国に宛てた書簡を共戴2年冬の初めの月の9日に、ハルビンにあった領事館を通して送り届けた³⁵。

モンゴル政府が遂行した次の政策は、外務大臣ハンダドルジを正使とする使節団及び、総理大臣サイン・ノヤン・ハン・ナムナンスルンを正使とする使節団をロシアに派遣したことである。これらの訪問の目的は、サンクトペテルブルクから支援を受けること、そこに滞在する各

²⁸ О.Багсайхан, *Монголын суулчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба*, 354-355 дахь тал.

²⁹ *Зарлигаар тогтоосон Монгол Улсын шастирын хураангуй*, кирилл бичигт буулгаж, хэвлэлд бэлтгэн, тайлбар хийсэн А. Очир, З. Лонжид, Ц. Төрбат, 1997.

³⁰ *Зарлигаар тогтоосон Монгол улсын хууль зүйлийн бичиг*, 1995.

³¹ Б.Баярсайхан, Ж.Урангуа, *Жинхэнэ дагаж явах хууль, дүрэм*, Эх бичгийн судалгаа, УБ., 2004 он.

³² *Монголын ард түмний үндэсний эрх чөлөө, тусгаар тогтнолын төлөө тэмцэл. Баримт бичгийн эмхтгэл*, УБ., 1982, 149 дэх тал.

³³ Үндэсний төв архив х.1, д.1, х.н.25.

³⁴ Tachibana Makoto, *A study on the Bogd khan government. History of state-building in Mongolia, 1911-1921*, Kazama Shobo, Tokyo, 2011.; Хенри Выгоны (Henry Wheaton Elements of International Law) *Түмэн улсын ердийн цааз*, Эрхлэн хэвлүүлсэн Ж.Амарсанаа, Б.Баярсайхан, Тачибана Макото, УБ., 2006 он.

³⁵ *Монголын түүхийн эх сурвалж (1911-1921)*, 135 дахь тал.

国の大使と面会すること、また可能であればドイツ、フランスをなどの国々を訪問することであった。コロストヴェッツの書いたように、「モンゴル人はロシアの助言に従わず³⁶」、自らの思惑で日本及び、その他の大国にボグド・ハーンの名義で書簡を書いたのである。

モンゴル国のハーンたるボグド・ハーン政権側の要望をアメリカ・イギリス・ドイツ・フランスなどの国々の国会や政府はそれぞれ協議していた。例えば、日本の外務省は、1914年1月22、29日に協議を行っており、イギリスの国会では、1913年6月16日、「モンゴル政府が求めたフレーに公式の代表を派遣する」件について協議し、フランスの政府は、1914年6月2日の面会の際、フランスの大使はロシアの大使に、「モンゴルの外務省から、モンゴル国がロシアと貿易協定を締結し、独立を宣言したという二通の書簡を受け取った。書簡の中で、フランスと国交を結ぶことを望むほか、露蒙協定においてロシアに与えた特権をほかの外国にも同様に与える権利を有するため、フレーとの貿易協定を協議する領事を派遣していただきたい³⁷」とした問題について協議した。

アメリカの国会では、「アメリカ政府も領事を派遣し、貿易協定を締結することを望む」というモンゴル政府からの書簡について協議を行い、返事を中国政府に与えた。ドイツ政府は、ホトクトからの書簡について協議した上、「ドイツとしては、モンゴルにおける貿易についてそれなりの関心があるため、将来的に我が政府が同伴について前向きに対応する時が来るかもしれないが、今のところ、急いで対策を取る問題ではない」とした。

これらは、ボグド・ハーン政権が、世界中の国々の関心を引くために行った目的・努力であり、それは無駄ではなかったことを証明する。

財政の面にて、国家の財政、国債、関税、税金の統一したシステムを作り出し、伝統的な遊牧経済を奨励するとともに、鉱山と地下資源をも掌握し、外資を支援し、道路、駅、郵便、電線を国民の需要に応じて供給する条件を整え、長年にわたって発展してきた仏教の首長ボグドの組織をさらに発展させ、その内部、外部の財政を豊かにし、国家を外部の支配から分離させ、財政の面において非従属の状態を維持できるように努力した政策を実施していた³⁸。

ボグド・ハーン政権は、国民から多くのアルバを徴収していた。これは政府と国民の関係を表すだけでなく、国民国家の一つの基礎である。これを社会主義時代には、国民を搾取していたと批判していた。ボグド・ハーン政権は、財政と税の統一したシステムを生み出し、総合的な税をアルバと称し、しかもアルバの在り方は様々であった。例えば17種類のアルバがあった。以下に列挙すると、

- 1、駅舎のアルバ
- 2、旗の駅馬
- 3、首都フレーの官吏らが使用する馬を提供するアルバ
- 4、盟と印務所に馬を提供するアルバ
- 5、軍のアルバ
- 6、国境警備のアルバ
- 7、行政と警察のアルバ
- 8、地方の食糧を備えるアルバ
- 9、旗と盟の官吏、書記らの食事、住まいを整えるアルバ

³⁶ И.Я.Коростовец, с.87, 112.

³⁷ О.Багсайхан, *Монголын сүүлчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба*, 422-426 дахь тал.

³⁸ З.Лонжид, *Монгол улсын санхүүгийн албаны түүх: 1911-1921*, Хян. Д. Махвал. УБ.: 2006., Ш.Нацагдорж, Сүм, хамжлага, шавь ард, УБ., 1972.

- 10、寺院の建設や修繕、宗教行事のためのアルバ
- 11、盟の印務所の給料、用品
- 12、ジャサーの用品
- 13、ダンシングのマンダラ
- 14、軍を動員する際の費用
- 15、盟と旗のこれまでの借金の返済
- 16、国庫に納入する税
- 17、軍の指揮者らの費用³⁹

などである。

以上のアルバから当時のモンゴル国の財政がいかに成り立っていたかについて、経済、社会、行政の構成や組織などの多くの問題を詳細に検討することができるだろう。モンゴル国の有名な学者 Sh.ナツクドルジが、1972年に、「我々は、ボグド・ハーン政権時代のモンゴル国の政治史のみを重視し、社会、経済史を研究しなかったため、現在まさにこうした研究が必要とされている⁴⁰」と語り、さらに、「宗教と政治が一体となっていたモンゴル国の歴史は短かったが、社会、経済にとって、多くの進展と改革が行われた⁴¹」と結論付けている。しかし、その時以来、この問題については、Z.ロンジドの著作以外、それほど研究されていない。実際、モンゴル国の基盤はこの時期に築かれたということは上述の法律・規則、アルバなどが証明している。

上記のアルバの項目から、駅舎、駅馬、行政、宗教行事によって一定の収入が国家に集められていたことがわかる。ボグド・ハーン政権時代の税収の一つの特徴は、牧民が飼育する家畜頭数に基づいて牧地税を割り当てなかったことである⁴²と Sh.ナツクドルジは記している。当時、牧民から牧地税を徴収しておらず、モンゴルに居住していた漢人の家畜から牧地税を徴収していたのである。

清朝時代の税制とは特に異なる規定の一つがボグド・ハーン政権時代にできた。それは、清朝時代 150名の壮丁を単位としたソムに割り当てていたアルバを廃止したことである。言い換えるならば、家畜頭数と資産によってではなく、ソムの壮丁の多寡に基づきアルバを割り当てていた規定を廃止したのである。なぜならば、清朝時代のこの制度は、ソムの壮丁数が増えた旗は税負担が増え、壮丁数が減った旗は税負担が軽くなっていたからである。従って、ボグド・ハーン政権が、1913年の夏、四盟の王公の集会を開催し、国家の全アルバを集計し、四盟にアルバを割り当てる際、全アルバを四万と見積もり、「四万分」という割り当てを決めた⁴³。この割り当てに従い、トゥシエート・ハン盟に 12,000分、セツェン・ハン盟に 11,000分、サイン・ノヤン・ハン盟に 10,000分、ザサクト・ハン盟に 7000分をそれぞれ割り当てた。当時の計算によれば、この時期の全アルバは 822,320両だった⁴⁴。しかし、税を割り当てたとはいえ、盟旗において順調に実行されたとは言えない。「彼らは得をした」、「われらは損をした」と様々な不満が絶たなかった。

そのため、ボグド・ハーンの勅令によって、モンゴル国の人口、資産、家畜の統計を詳細に調査するよう決められた。1917年8月に、ボグド・ハーンからモンゴル国の人口、資産、家畜の統計に関して勅令を下し、「国民の重い税を軽減し、多くの駅舎や国境守備のアルバを減らし、

³⁹ М.М.Петухов, *Монгол нь манж, автономитийн үед*, БНМАУ-ын Шинжлэх ухааны хүрээлэнгээс хэвлүүлэн гаргав. Монголын хувьсгалын 18 жилийн ойн агуу их баяраар зориулан гаргав. 1939 оны 7 сар., 99-100 дахь тал.

⁴⁰ Ш.Нацагдорж, 98 дахь тал.

⁴¹ Ш.Нацагдорж, 98 дахь тал.

⁴² Ш.Нацагдорж, 98 дахь тал.

⁴³ Ш.Нацагдорж, 101 дахь тал.

⁴⁴ Ш.Нацагдорж, 101 дахь тал.

皆で平和に暮らせるように⁴⁵」とし、人口統計を誠実に実行し、その結果を1918年の夏の最後の月の一日までに内務省に報告するように命じた。

今回の人口統計の対象に、ボグドのシャビは含まれていない。なぜならば、それ以前にシャビの統計はすでに終了していたからである。また、ドゥルブド両旗や内モンゴルから帰順してきた一部の旗にも人口統計は実行されなかった。今回の人口統計は、主にハルハ四盟の諸旗において行われた。統計を忠実に実行するように命じたが、実際のところ、諸旗が税を恐れて、家畜の頭数をごまかすなど不正も生じたと言われる。よく知られているマイスキーの著作に収録されたモンゴルの人口、家畜の統計は今回の四盟における統計資料、またイフ・シャビの人口と家畜の資料、それに1918年の調査によるホブドの境界における寺院の家畜、ボグド・ゲゲーンのプロブスグルにあった寺院の家畜（ホブド境界の人口数について言及していないことに注意すべきである）の数を含めたが、モンゴルの人口、家畜の全ては含まれていないことを記すべきである。言い換えるならば、この本に挙げられた人口、家畜頭数は当時のモンゴルの人口、家畜頭数を少なく記しており、利用するには注意が必要なのである。マイスキーは、ボグド・ハーンの勅令によって行われた今回のモンゴルの人口や家畜の統計の人口（漢人とロシア人を含め）は75%が含まれていると見なした⁴⁶。彼はこの統計資料を、「国家に関する評価をする可能性を与える十分な基礎資料である⁴⁷」と評価している。

マイスキーの計算によれば、1918年のモンゴル国の人口は647,504人であった⁴⁸。ここに漢人とロシア人の数を聞き取りにより推測して加えている。彼の推測によれば、漢人十万人、ロシア人が五千人いた。これらの数字は間違えているかもしれないが、それでも二、三万人以上のズレはないとマイスキーは記している。モンゴル領の面積をマイスキーは、1,250,000平方kmとし、一平方キロメートルあたり0.52人の人口密度であると結論付けて、「これによると、現在の自治モンゴルはほぼ空っぽの原野であるといっても過言ではない⁴⁹」と書いている。さらに、首都フレーの人口を十万人とし、外モンゴルの全人口の三分の二が外国人であると大げさな結論を導きだしている⁵⁰。ホブド、オリヤスタイには売春婦以外のモンゴル人はいないと書いているが、よく見直す必要があるであろうと考えている。彼は、ホブド境界の家畜の頭数を王公やラマたちの物知りで、経験豊かな人たちから聞き取りながら算出したと書いている。

上記のI.マイスキーが出した数字と結論は、後のモンゴル史をイデオロギー化する際の武器となったと可能性があると思われる。実際、この時期のモンゴルの人口数について研究者の間で幾つかの異なる数字があり、未だに統一した数字は出されていない。

以下、この時期のモンゴル国にどのくらいの家畜がいたかについて簡単に述べたい。上述の統計は、長期間に渡って調査が行われ、元々の期限を延期して完成することができた。同統計の資料はすべては残っておらず、わずか20旗ばかりの資料がアルヒーフに所蔵されていることをSh.ナツクドルジが1972年に言及しており⁵¹、Z.ロンジド⁵²も2000年に確認している。Sh.ナツクドルジは、「1918年の統計の資料の大部分がなくなったのは残念である⁵³」と述べて

⁴⁵ Ш.Нацагдорж, 103 дахь тал.

⁴⁶ И.М.Майский, *Орчин үеийн Монгол* (Автономит Монгол XX зууны гараан дээр), Орос хэлнээс орчуулсан Ц.Огхон, УБ., 2001, 24 дэх тал.

⁴⁷ И.М.Майский, 24 дэх тал.

⁴⁸ И.М.Майский, 26 дахь тал.

⁴⁹ И.М.Майский, 27 дахь тал.

⁵⁰ И.М.Майский, 127 дахь тал.

⁵¹ Ш.Нацагдорж, 103 дахь тал.

⁵² З.Лонжид, 28 дахь тал.

⁵³ Ш.Нацагдорж, 75 дахь тал.

いる。ボグド・ハーンの勅令によって実施したモンゴル国の人口、家畜の統計のオリジナル資料をマイスキーが奪ったのである。

内務省が共戴8年（1918年）12月21日にボグド・ハーンに上奏した統計の結果を見ると、当時、モンゴル国の家畜の頭数は、ボグドのシャビとドゥルブド両盟の家畜を含めずに2,240,000ボドの家畜がいた⁵⁴。

四種の家畜を数える際に、ボドで計算する方法を取ったとすれば、馬1頭、牛1頭でそれぞれ1ボド、駱駝1頭で1.5ボド、羊6頭で1ボド、山羊8頭で1ボドという計算になる。こうした計算によれば、千四百万の家畜がいたと推測できる。この数字に、ボグドのイフ・シャビ、ホクトたちの家畜が一千万頭いた⁵⁵。これにドゥルブド両盟の家畜を加算すればまた違う数字が出ることは明らかである。マイスキーの出した数字は実際の家畜の数より三割ほど少なくなっている⁵⁶。

ボグド・ハーンの勅令によって実施された1918年のモンゴル国の人口、家畜、資産の統計の資料は、「価値のある貴重な資料と見なされるべきである。この統計によって、推測されていた家畜の頭数はある程度実際の数字となり、当該国家の統計研究の分野において最初の礎を築いたのである」とマイスキーは結論づけている。

マイスキーの記録によれば、1918年のモンゴル国の家畜の数は、
馬：1,150,511 駱駝：228,640 牛：1,078,407 羊、山羊：7,188,005 計：9,645,563 となっている。マイスキーは、家畜数を実際より三割ほど少なく見積もったことを考慮すると、モンゴル国の家畜の数は、
馬：1,500,000 駱駝：300,000 牛：1,400,000 羊、山羊：9,500,000 で、計：12,700,000 頭数の家畜がいると記した⁵⁷。

1912～1918年に、「中国の支配から離脱した時から、漢族の搾取勢力は衰え、近年の冬はかなり穏やかであったため、モンゴルの家畜も以前に比べて相当増えたと思われる⁵⁸」とマイスキーが書き残していることから、この時期のボグド・ハーン政権の政策はうまくいったことを述べていると言える。

この時期の家畜の割合は、100頭の家畜中、馬が11.9、駱駝が2.4、牛が11.2、羊、山羊が74.5をそれぞれ占める。こうした比率からモンゴル国は羊と山羊を中心とした小規模経済の国であると結論付けたマイスキーに賛同できる。この時期の戸数は計125,000戸であり、一戸あたり馬9、牛8.4、駱駝1.8、羊・山羊56.2、合計75.4頭の家畜を有していたとする計算⁵⁹は、モンゴル人は貧しくなかったことを表していると理解すべきである。また、全家畜の80%が平民のモンゴル人のものであり⁶⁰、少数の家畜を持つ一般の牧民によって管理されていたと見れば、モンゴル人が貧しかったとみる根拠は薄弱である。

ボグド・ハーンの勅令で実施されたモンゴル国の人口、家畜、資産の統計の結果に基づいて、モンゴル国には新たな政治体制が形成され、税政策を新たに確立した⁶¹とZ.ロンジドが記している。そうすると、「1911年から1919年まで、国家予算は常に不足していたが、それは多くの要因に関連していて、特に政府と宗教の官吏の給料に国家予算の30%を当てていた⁶²」、「具

⁵⁴ Ш.Нацагдорж, 103 дахь тал 101 дахь тал; З.Лонжид, 28 дахь тал.

⁵⁵ З.Лонжид, 28 дахь тал.

⁵⁶ И.М.Майский, 140 дахь тал.

⁵⁷ И.М.Майский, 143 дахь тал.

⁵⁸ И.М.Майский, 143 дахь тал.

⁵⁹ И.М.Майский, 144 дахь тал.

⁶⁰ И.М.Майский, 145 дахь тал.

⁶¹ З.Лонжид, 30 дахь тал.

⁶² З.Лонжид, 24 дахь тал.

体的には、ハンダドルジに 4000 両、親王に 2000 両、郡王に 1200 両、貝勒に 800 両、貝子に 500 両、鎮国公に 300 両、輔国公に 200 両、ザサグー等タイジに 100 両の銀をそれぞれ国家予算から与えていた⁶³」としている。

これらが国家予算において大きな重荷になっていたことを否定するつもりはないが、ボグド・ハーン、そしてその政権にとっては、他の選択が無かったと思われる。なぜならば、清朝の支配期、モンゴルの王公らには勅令により毎年 2500 両などの俸禄や絹を支給し、特定のポストを与えることを約束していたため、ボグド・ハーンにとっては、国家の統一、官吏たちの団結、宗教の自由を何よりも重視し、中華民国によるモンゴル王公に対する引き抜き政策を阻止するためにも、このような政策を取っていたと考えられる。

1916 年に、総理大臣サイン・ノヤン・ハン・ナムナンスレンが承認したモンゴル国の一年間における収入と支出の資料⁶⁴を見てみよう。

ボグド・ハーン政権は、国家の収入を統一した税制政策によって集め、関税、鉱山収入、電報と電話の収入、土地税、水道税、木材収入、銀行に預金した利子などによって成り立っていたことが分かる。ここで一つの例を挙げれば、外国会社の金採掘からは 16.5%の税金を取っていた⁶⁵ほか、その金の 50%をボグドの倉庫に集めていた。そして、ボグドのその金の所蔵は、後にモンゴル国の財政の基礎となり、モンゴルの紙幣の担保となった。また、主権国家として 1916 年にボグド・ハーンの勅令より関税規則を成立させた。モンゴル国家資産管理処の規定も制定している⁶⁶。

では、国家収入は何に使用されていたのかといえば、政府官吏の給料、軍糧、王公の俸禄、駅舎のアルバなどに支出していた、「国家改善の費用⁶⁷」と称した支出項目があったことも分かる。国家成立初期の段階において、様々な困難を乗り越えていたが、地理調査に 87,000 両、学校建設、子供の教育費、キャフタやイルクーツクに留学する生徒の必要経費に 6,500 両、諸旗の学校に配る教科書に 25,000 両、家畜の予防接種の費用、出版社、印刷費用、火災予防の費用⁶⁸など、国家の将来に向けた様々な事業に支出されていたことが分かる。これらから見れば、近代モンゴルの政権の基盤、国家生活の基礎がボグド・ハーン政権時代に築かれたと結論付けることができるであろう。

マイスキーは、「モンゴルの生産様式は非常に素朴で、6~700 年の間、それほど大きな変化がなかった民族である⁶⁹」、「モンゴル人は、数において常に安定してきた」と述べているが、これはモンゴル民族の基盤がしっかりしていたことを表す。よって、1911 年に、独立を再興することができた結果、今日のモンゴル国の基盤ができたと言える。この時期のモンゴル国内に滞在していた、「漢人移民たちは、強固ではなく、生活基盤が弱く⁷⁰」、主に交易に従事していたが、「モンゴルにおけるロシアの影響は相対的に強かった⁷¹」、モンゴル人は、ロシア人に対して、友好的に接し、彼らはヨーロッパ文化をモンゴルに導入するかけ橋であると見なし、非常に尊敬していたとマイスキーが記しているのを見逃してはならない。これは、後のモンゴルに足跡をはっきり残した共産主義ロシアの影響を重視した偏った結論であると思われる。なぜ

⁶³ З.Лонжид, 24 дахь тал.

⁶⁴ Монголын түүхийн эх сурвалж (1911-1921), 288-291 дэх тал.

⁶⁵ Е.М. Даревская, *Сибирь и Монголия. Очерки русско-монгольских связей в конце XIX- начале XX веков*- Иркутск., 1994 г.

⁶⁶ О.Батсайхан, *Монголын сүүлчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба*, 352 дахь тал.

⁶⁷ Монголын түүхийн эх сурвалж (1911-1921), 289 дэх тал.

⁶⁸ Монголын түүхийн эх сурвалж (1911-1921), 288-291 дэх тал.

⁶⁹ И.М.Майский, 128 дахь тал.

⁷⁰ И.М.Майский, 129 дахь тал.

⁷¹ И.Майский, *Современная Монголия*, Ир.,1921 г.

なら、この時のモンゴル人は他国の誰かに服従することはモンゴル民族にとって危険であることをはっきりと理解していたからである。

ボグド・ハーンの勅令で駅伝制度を定め、首都フレーからオリヤスタイ・キャフタ、東方・南方へ、またオリヤスタイからホブドへの駅舎を整備し、駅舎ごとに章京、書記を任命し、駅舎のアルバによりモンゴル国の行政単位間のサービスを確実にする条件を整えたのである⁷²。

モンゴルは、伝統的遊牧経済を営む民族であるため、遊牧民族の特色を示す家畜に関する法律までボグド・ハーンの勅令により定めたい⁷³ことを記しておくべきであろう。ロシアの獣医らと契約を結び、家畜の健康まで気を使っていたのである⁷⁴。

社会の面では、国民を独立モンゴル国の自由民として宗教・年齢・性別・部族の区別なく同様に扱う誠実な規則を定め、国民にモンゴルの領土において伝統的な遊牧の習慣に従い生活できる社会的な条件を整えることを主要の目的とした。

ボグド・ハーンの下した最初の勅令によって、年配者を支え、70～80歳の老人に3両、80～90歳の老人に6両、90～100歳の老人に9両をそれぞれ与え、また罪人に恩赦を与えたこと⁷⁵は、国民が平和に暮らせることを思ったためであった。

国内外に借金をして、返済できなかった者の借金をオトグ、バグ、親戚が代りに返金することを無効にする規則をボグド・ハーンの勅令によって定め、国民を国内外の金銭的な抑圧から守る政策を取った。また、人々が多く集まった首都フレーにおいて販売するために運ばれる物品を道中で買い取ることを禁止する規定を定めたのも、国民を転売の価格による抑圧から守るためであった。財力のある商人たちが地方から運ばれる羊、家畜、バター、草、薪を道中で買い取ることを禁止する規則を定めた⁷⁶。

勅令によって定めたモンゴル国法典には、ラマに関する法律を三部により規定し、モンゴルの宗教を重んじる習慣、仏教の体系、ラマの職位、位、法経の規定などの内容を決め、順守するよう努めていた⁷⁷。

民族の基盤を守り、モンゴル旧来の習慣、優れた道徳的伝統を復興し、支え合い、健康に、平等に幸福にすることは、ボグド・ハーン政権の実施した思想の一つ基礎であった。

精神文化の面で、民族の文化遺産を更に豊かにして、世界の文化遺産を国民の手の届くものとし、人々の精神的な能力や知恵を開花させ、全面的な教育を受ける条件を整え、民族芸術、文化を復興させ、宗教によって国家をまとめ上げ、精神を平等に発展させることは、モンゴル民族の存続する根本要素の一つであり、ボグド・ハーンが実行していたモンゴル国の基盤を固める基本政策の重要な事項であった。この時期、仏教の発展はピークに至り、メグゼドジャンライシグを作成させ、宗教問題を司る省を設置するなど、宗教を盛んにすることについてボグド・ハーンが下した勅令、ルンデンは数多くあるが、時間の関係でここでは取り上げない。これについて、現在のところ十分な研究が行われていないことを述べておく必要があるであろう。

教育の面で、仏教寺院の中で学校を運営すると同時に、首都フレーに、1912年3月24日、四盟・シャビの5か所から派遣された47名の生徒を迎えた国民学校が外務省の傍らに開校さ

⁷² *Зарлигаар тогтоосон Монгол Улсын Хууль Зүйлийн бичиг.*

⁷³ *Зарлигаар тогтоосон Монгол Улсын Хууль Зүйлийн бичиг.*

⁷⁴ О.Багсайхан, *Монголын сүүлчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба*, 353 дахь тал.

⁷⁵ О.Багсайхан, *Монголын сүүлчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба*, 142 дахь тал.

⁷⁶ О.Багсайхан, *Монголын сүүлчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба*, 353 дахь тал.

⁷⁷ *Зарлигаар тогтоосон Монгол Улсын Хууль Зүйлийн бичиг.*

れた。1912年3月30日、外務省で文化事業を担っていたジャムツァラーノが外務省に送付した書簡には、「王が恩恵を与え、多くのモンゴル人の教育に関する諸問題についてブリヤード出身の私ジャムツァラーノに考えるように命じた・・・世界中の多くの強国の最も優れたところは、様々な知識に通じ・・・様々な分野の知識を母国語にて考察したために協力になったのである。外国の国々の学校は三つの段階があり、下からより深く、詳細な内容になっていく」と記している。1915年に公刊された「学堂を建設し、少年に教育を与える」という文献には、「一つ、首都フレー及び、諸旗、シャビに小、中、高級の学堂を建設し、小学校から様々な知識を教える。諸ハン・王・公の息子、兄弟をはじめ、すべての10歳以上、15歳以下の聡明な子供を入学させ、定めた規定通りに実行する。諸旗の小学校の生徒に定員はなく、当該旗の人口の多寡に合わせて決める。首都フレーの小中学校の生徒数は全部で80人とする⁷⁸⁾」と規定している。

ジャムツァラーノらの作成したモンゴル国の小中学校の規定を1915年の夏にボグド・ハーンの勅令により裁可したことが、当時の学校の基本規定となった。そのほか、中級学校の規則を定めていたことも記しておくべきであろう。フレーにおける学校には、モンゴル・満洲・漢語のほか、英語とロシア語などの外国語も教えており、英語教師を外国から招聘していたことに関する資料がある。この時期、全国的に60以上の小学校が開校されたことは、ボグド・ハーン政権がモンゴル国の教育に少なからず力を入れていたことの証拠でもある。小中高級の学校に、科学に関する様々な科目を教えていたことは、国民の教養を大事にした政策であったと考える。

結論

ボグド・ハーン政権が20世紀初頭に民族のレベルで実施した、政治、社会、財政、国際関係、精神文化と言ったすべての分野におけるモンゴル民族のアイデンティティを醸成する思想は、モンゴル民族の基盤を確実に守り、近代モンゴ政権の基盤、発展の道のはじまりを築いたと考える。当時、ボグド・ハーンの名誉、影響力はラマや、信者、全モンゴル族の中で非常に大きかったことについて、帝政ロシアの全権代表 I.Y.コロストエツツは、「カトリックの教皇に負けないほどであった⁷⁹⁾」と記している。

同時期の歴史について、Sh.ナツクドルジ氏は、「ハーン政権が成立した初期の4、5年の間にモンゴルの二つの階級の間には一時的な「協和」があった。他国の抑圧を打倒し、政権の伝統を復興させ、漢人商人の搾取を一時的に停止させ、国家の重い税をある程度軽減させたことは、国民の直面した以前の深刻な状況にある程度改善させた⁸⁰⁾」、「こうした時期に、国民の間では、ボグド・ハーンやザサグ王公を彼らの主として見なす考え方が続いていた⁸¹⁾」と結論付けた。これは、ボグド・ハーンのとったモンゴル国を発展させる政策が成功し、国民の支持を得て、国家が正しい発展の道に入ったとみてよい。よって、1911年のモンゴルの民族革命のリーダーであり、父であるボグド・ハーンこそは、近代モンゴル政治の基盤を築いた人であると正當に評価すべきであると考えている。

⁷⁸⁾ *Монголын автономит үеийн сургууль*, 1966, 7 дахь тал

⁷⁹⁾ И.Я.Коростовец, с.312.

⁸⁰⁾ Ш.Нацагдорж, 121 дэх тал.

⁸¹⁾ Ш.Нацагдорж, 121 дэх тал.

参考文献

- Үндэсний төв архив Ф:АЗ, д.1, х.н.563
- Үндэсний төв архив х.1, д.1, х.н.25
- О.Батсайхан, *Монголын сүүлчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба: амьдрал ба домог*, нэмж баяжуулсан гурав дахь хэвлэл, УБ. 2014.
- О.Батсайхан, *Монголын тусгаар тогтнол ба Хятад, Орос, Монгол гурван улсын 1915 оны Хиагтын гэрээ (1911-1916)*, УБ., Адмон, 2002.
- Б.Баярсайхан, Ж.Урангуа, *Жинхэнэ дагаж явах хууль, дүрэм, Эх бичгийн судалгаа*, УБ. 2004.
- Е.М. Даревская, *Сибирь и Монголия. Очерки русско-монгольских связей в конце XIX- начале XX веков*- Иркутск. 1994.
- Зарлигаар тогтоосон Монгол улсын хууль зүйлийн бичиг*, Монголоос кирилл бичигт буулгасан Оохнойн Батсайхан, Зоригтын Лонжид, Чойжилын Хажидсүрэн, Чойжил, 1995.
- Зарлигаар тогтоосон Монгол Улсын шаштирын хураангуй*, кирилл бичигт буулгаж, хэвлэлд бэлтгэн, тайлбар хийсэн А. Очир, З. Лонжид, Ц. Төрбат, 1997.
- И.Я.Коростовец, *От Чингис хана До Советской республики, Краткая история Монголии с особым учетом новейшего времени*, Ответственный редактор О.Батсайхан, редакторы Базаров Б.В., Ганжурав В.Ц., УБ. 2004.
- И.Я.Коростовец, *Десять месяцев в Монголии, Дневник Русского уполномоченного в Монголии Август 1912-Май 1913г.*, Составитель О.Батсайхан, Редакторы О.Батсайхан, Ольга Бакич, Наками Татсуо, УБ., 2009.
- В.Котвичийн хувийн архиваас олдсон Монголын түүхэнд холбогдох зарим бичиг*, Судлан хэвлүүлсэн акад.Б.Ширэндэв, эрхэлсэн акад.Ш.Нацагдорж, УБ. 1972.
- З.Лонжид, *Монгол улсын санхүүгийн албаны түүх: 1911-1921*, Хян. Д. Махвал, УБ. 2006.
- Н.Магсаржав, *Монгол Улсын шинэ түүх*, УБ. 2010.
- Н.Магсаржав, *Монгол Улсын шинэ түүх - Монголын эх түүх*, 5 бот, УБ. 2015.
- И.Майский, *Современная Монголия*, Ир.1921.
- И.М.Майский, *Орчин үеийн Монгол* (Автономит Монгол XX зууны гараан дээр), Орос хэлнээс орчуулсан Ц.Отгон, УБ. 2001.
- Монголын автономит үеийн сургууль*, 1966.
- Монголын ард түмний үндэсний эрх чөлөө, тусгаар тогтнолын төлөө тэмцэл. Баримт бичгийн эмхтгэл*, УБ. 1982.
- Монголын түүхийн эх сурвалж (1911-1921)*, эмхтгэж, хэвлэлд бэлтгэсэн О.Батсайхан, УБ. 2013.
- Монгол үндэстэний нэвтэрхий түүх*, 3 дэвтэр, Доорд дэвтэр Өвөр Монголын нийгмийн шинжлэх ухааны хүрээлэнгийн түүх судлах газар, 1995.
- Монголын хууль тогтоомжийн түүхэн эмхтгэл*, Хоёрдугаар боть (1911-1926.V сар) УБ. 2010.
- Ш.Нацагдорж, *Сум, хамжлага, шавь ард*, УБ. 1972.
- Х.Нямбуу, *Олноо өргөгдсөн Богд хаант Монгол Улсын төрийн ёс, ёслол*, УБ. 1993 он.
- Нямжав, *Монгол Улсын автономи хэмээх өөртөө эзэрхэн засах эрхт засгийн үеийн үнэнхүү явдал, чухам байдал, чухал учрыг тэмдэглэсэн товч өгүүлэл хэмээх түүх бичиг* – Монголын түүхийн эх сурвалж 1911-1921, Эмхтгэж, хэвлэлд бэлтгэсэн О.Батсайхан, УБ., 2010.
- М.М.Петухов, *Монгол нь манж, автономитийн үед*, БНМАУ-ын Шинжлэх ухааны хүрээлэнгээс хэвлүүлэн гаргав. Монголын хувьсгалын 18 жилийн ойн агуу их баяраар зориулан гаргав. 1939 оны 7 сар.

Tachibana Makoto, *A study on the Bogd khan government. History of state-building in Mongolia, 1911-1921*, Kazama Shobo, Tokyo, 2011.

Т.Төмөрхүлэг, Наймдугаар Жавзандамба хутагт ямар хүн байв, *Утга зохиол урлаг*, 1990 оны дөрөвдүгээр сарын 6-ны дугаар

Хенри Вьгоны (Henry Wheaton Elements of International Law) *Түмэн улсын ердийн цааз*, Эрхлэн хэвлүүлсэн Ж.Амарсанаа, Б.Баярсайхан, Тачибана Макото, УБ. 2006.